

令和5年度東京港物流効率化事業補助金
に関するQ & A

令和5年4月

東京都港湾局

1 事業の対象・要件について

(1) 共通事項

- Q 1 昨年度と比べて制度改正はあるか。 1
- Q 2 どのような事業が対象となるのか。 1
- Q 3 海上コンテナであれば実入り・空に関係なく補助金対象となるのか。 1
- Q 4 実入りコンテナの輸送には、なぜ条件がついているのか。 1
- Q 5 実入りコンテナにおける“本船”とは、どのような船でもよいのか。 1
- Q 6 輸送日の基準となる日付は、貨物輸送のどの時点なのか。 1
- Q 7 実入りコンテナにおいて、本船に揚げ積みした日が補助対象期間外であった場合、補助対象コンテナとならないのか。 2

(2) フィーダー輸送事業

- Q 8 「内航フィーダー船による輸送」とは何か。 3
- Q 9 横浜港、川崎港及び千葉港等との間のはしけ横持輸送は対象となるか。 . . . 3
- Q 10 沿岸輸送による輸送は補助対象とならないのか。 3
- Q 11 国内貨物の輸送は補助対象とならないのか。 3
- Q 12 外航船社、内航船社ともに補助対象者となるのか。 5
- Q 13 国内他港まで陸上輸送（鉄道を含む）する貨物は補助対象とならないのか。
. 5

(3) はしけ横持輸送事業

- Q 14 「コンテナバージによる輸送」とは何か。本船で運ぶコンテナは対象にならないのか。 5
- Q 15 東京港内のバース間で輸送を行った場合は補助対象となるのか。 5

2 申請者について

(1) 申請者・申請方法について

- Q 16 補助申請者について 5
- Q 17 複数の船会社に関わる船舶代理店が一括で申請することは可能か。 6
- Q 18 船会社で、本社が海外にある場合、申請はできるのか。 6
- Q 19 海外に本社があるが、東京は支店扱いである。申請はどのように行ったらよいか。 6
- Q 20 海外船会社の代理店であり、申請をしようと思うが、申請はどのように行ったらよいか。 6

(2) グループ会社に関する取扱いについて

- Q 21 グループ会社とは何か。 7
- Q 22 グループ会社がそれぞれ申請条件を満たす場合は、各社が申請可能なのか。
また、実質的に支配関係にある会社（グループ会社）については、輸送実績に含めることは可能か。 7
- Q 23 グループ会社を含めて一括申請する場合はどのようにしたらよいのか。 . . . 7

3 補助金の申請・決定・交付について

Q24	手続きの流れ	7
Q25	申請額の記載方法	7
Q26	補助対象となるコンテナ輸送量の上限はあるのか	7
Q27	実入りコンテナの輸送が見込めない場合、空コンテナだけの申請が可能か。 また、逆も可能か	7
Q28	フィーダー輸送事業及びはしけ横持輸送事業の場合、20ft、45ft コンテナは どのように換算するのか	7
Q29	1FEU 未満の端数処理は、どのように行うのか	8
Q30	手続きは自らが行わなくてはならないか	8
Q31	申請書等には、どのような印鑑を押すのか	8
Q32	誓約書（別記第2号様式）とは何か	8
Q33	なぜ登記簿等の書類を提出しなくてはいけないのか	8
Q34	登記簿は、現在事項全部証明書か履歴事項全部証明書のどちらを提出すれば よいか	8
Q35	外国の船社なので、実印や登記簿等を持っていない	8
Q36	「事業報告及び計算書類」とは何か	8
Q37	会社概要（パンフレット）を作っていないがどうすればよいのか	9
Q38	必要書類の準備に時間を要するため、申請書の申請期間内の提出が間に合わ ない	9
Q39	支払金口座情報登録依頼書とは何か	9
Q40	昨年度東京都港湾局が実施する補助制度の申請をしており、登記簿や印鑑証 明書などの書類を提出しているが、再度提出が必要となるのか	9
Q41	交付申請すれば必ず交付決定が受けられるのか	9
Q42	予算額はいくらか	9
Q43	「予算額」と「計画額」の違いは何か	9
Q44	申請額が計画額を超えた場合はどうするのか	10
Q45	三つの補助対象事業全てにおいて申請額が計画額を超過した場合はどうす るのか	11
Q46	計画額に他の補助対象事業の残額を充当しても、不足が生じる場合はどうす るのか	11
Q47	当初提出した事業計画を年度の途中で変更・中止することは可能か	11
Q48	当初提出した事業計画と結果が乖離した場合、どうなるのか	12
Q49	当初提出した事業計画より多く運んだ場合、補助金も増額されるのか	12
Q50	当初は各補助金対象事業を行う事業計画がなく申請していなかったが、年度 途中で事業を行うことになった場合はどうしたらよいか	12

4 輸送実績について

Q51	コンテナの輸送を示す最終輸送実績報告書を提出すれば、必ず補助金が貰え るのか	12
-----	---	----

Q52	事業実績の報告はどのように行うのか。	12
Q53	提出書類の様式に記載されている項目を全て記載しなければならないのか。 特に、荷主の輸送情報は企業秘密であり、記載できない。荷主名を匿名にする等の措置は取れないのか。	13
Q54	LCL貨物の場合、荷主名は全て記載するのか。	13
Q55	指図式船荷証券 (Order B/L) により輸送される貨物は、荷主が特定できない。	13
Q56	証明書類の量が多く、全て提出するのは難しい。	14
Q57	内航船舶により輸送されたことがわかる書類は保有していない。	14
Q58	荷主の了解が取れないので証明書類を提出できない場合はどうするのか。	14
Q59	輸送内容を確認できる書類は、要領に記載の期限までに1年分をまとめて提出するのか。	14

5 その他

Q60	補助金は請求後、どれぐらいの期間で支払われるのか。	15
Q61	万一、申請内容に不正があった場合はどうなるのか。	15
Q62	横浜港、川崎港も同様の補助制度を実施するのか。	15
Q63	横浜港、川崎港の他の補助制度と併用することは可能か。	15
Q64	補助事業の実績については公表するのか。	15
Q65	補助制度は今後も継続するのか。	15

1 事業の対象・要件について

(1) 共通事項

Q 1 昨年度と比べて制度改正はあるか。

A 1 昨年度から制度改正等を行っておらず、同様の制度で実施します。

Q 2 どのような事業が対象となるのか。

A 2 本補助事業では、I S O規格の国際海上コンテナ(以下「海上コンテナ」という)の国内輸送手段ごとに次の三つの事業を補助対象事業として補助金を交付します。

① フィーダー輸送事業

海上コンテナの輸送において、東京港と国内他港との間における内航フィーダー船による輸送事業

② はしけ横持輸送事業

海上コンテナの輸送において、東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間におけるコンテナバージによる輸送事業

③ 港内横持輸送事業

海上コンテナの輸送において、東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナ間におけるドレージ車両による輸送事業

Q 3 海上コンテナであれば実入り・空に関係なく補助金対象となるのか。

A 3 本補助事業では、海上コンテナであれば実入り又は空に関係なく補助対象となりますが、次の条件のいずれかを満たす必要があります。なお、本補助事業において同一海上コンテナの一回の輸送に対する補助を複数の事業者を対象として重複適用することはできません。関係者間で調整のうえ、重複申請のないようご注意ください。

- ・実入りコンテナの場合は、東京港から直接外航航路で輸出入され、かつ補助対象期間内に輸送されること。
- ・空コンテナの場合は、補助対象期間内に輸送されること。

Q 4 実入りコンテナの輸送には、なぜ条件がついているのか。

A 4 本補助事業は、東京港における海上コンテナの国内輸送のモダルシフトを推進するために行っていることから、東京港で外航船に揚げ積みする海上コンテナに限定しています。

Q 5 実入りコンテナにおける“本船”とは、どのような船でもよいのか。

A 5 海上コンテナを輸送する外航船を指します。

Q 6 補助の基準となる日付は、貨物輸送のどの時点なのか。

A 6 内航フィーダー船又はコンテナバージにおいて対象コンテナを輸送した日を基準日とします。なお、輸送日が複数年度にまたがる場合は、輸入の場合は東京港離岸日、輸出の場合は東京港着岸日を基準とします。また、港内横持輸送事業

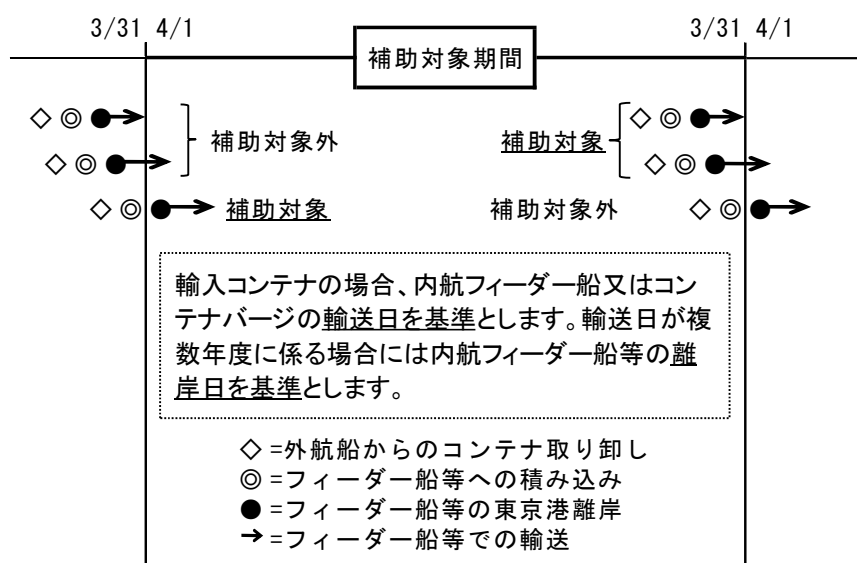
においては、東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナル間におけるドレイジ車両による輸送日を基準とします。

Q 7 実入りコンテナにおいて、本船に揚げ積みした日が補助対象期間外であった場合、補助対象コンテナとならないのか。

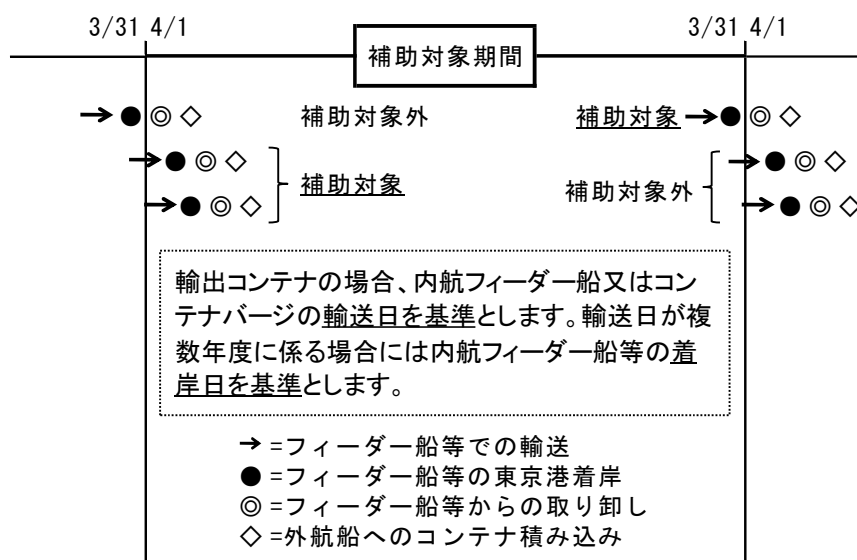
A 7 本船の揚積日は関係ありません。(Q 6 参照)

(参考例)

① 輸入コンテナの場合



② 輸出コンテナの場合



(2) フィーダー輸送事業

Q 8 「内航フィーダー船による輸送」とは何か。

A 8 フィーダーとは幹線に対する支線を指し、国際航路で貨物を輸送するために、国内他港から当該国際航路が寄港している港との間を船舶で輸送するサービスのことをいいます。

本補助事業では、東京港と国内他港を結ぶ内航フィーダー船による海上コンテナの国内二次輸送のことを指します。

Q 9 横浜港、川崎港及び千葉港等との間のはしけ横持輸送は対象となるか。

A 9 フィーダー輸送事業においては、内航フィーダー船によるフィーダー輸送を対象としているため、はしけ横持輸送は対象となりません。なお、はしけ横持輸送については、はしけ横持輸送事業の対象となります。

Q 10 沿岸輸送による輸送は補助対象とならないのか。

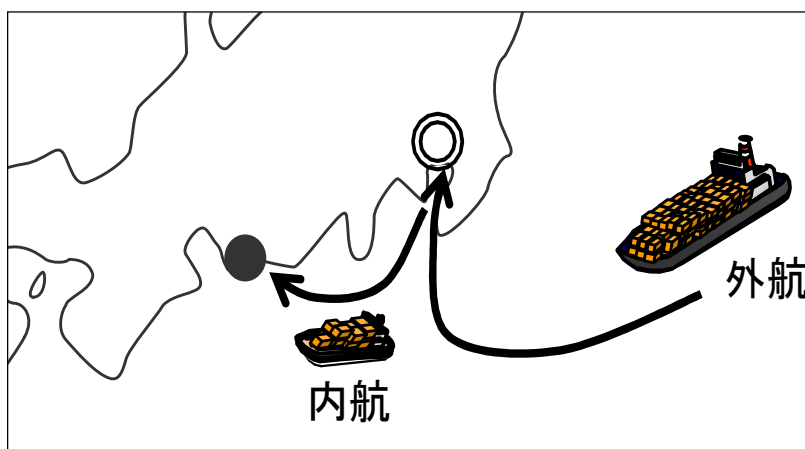
A 10 沿岸輸送による輸送は、補助対象となりません。フィーダー輸送事業に対する補助は、内航フィーダー船によるフィーダー輸送を活性化させ、モーダルシフトを促進することを目的としているため、内航フィーダー船による輸送のみを対象としています。

Q 11 国内貨物の輸送は補助対象とならないのか。

A 11 国内貨物の輸送は補助対象となりません。本補助事業は、東京港における海上コンテナの国内輸送のモーダルシフトを推進するために行っていることから、国際海上コンテナを対象としています。

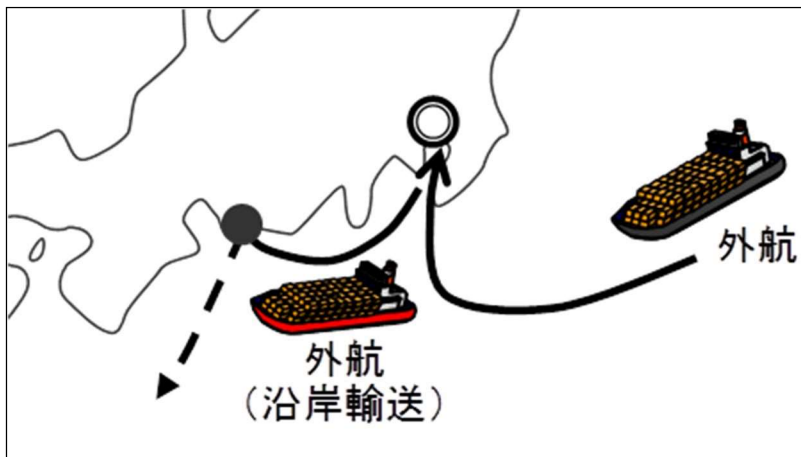
(参考例)

①東京港で積み替え、内航フィーダー船で国内他港へ輸送
⇒補助対象となります。(実入りコンテナ・空コンテナ)



②東京港で積み替え、外航航路で国内他港へ輸送（沿岸輸送）

⇒内航フィーダー船による輸送ではないため、補助対象とはなりません。



③東京港から、空コンテナを内航フィーダー船で国内他港へ輸送

⇒空コンテナについては、外航航路からの積み替えが確認できなくても、補助対象となります。



Q12 外航船社、内航船社ともに補助対象となるのか。

A12 原則として、対象コンテナの輸送を依頼・手配し、輸送に係る経費を負担している事業者を補助対象者とします。

対象コンテナごとの補助対象者は、次の表に該当する者とします。

区分	補助対象者
実入りコンテナ(外国諸港湾から東京港を経由し国内他港まで又は国内他港から東京港を経由し外国諸港湾までの船荷証券が発行されている貨物)	外航船社
実入りコンテナ(上記以外のいわゆるマーチャント貨物)	内航船社
空コンテナ	空コンテナの輸送を依頼・手配する船社 (ただし、自社が保有するコンテナを自社の内航船舶で輸送する場合を除く)

Q13 国内他港まで陸上輸送（鉄道を含む）する貨物は補助対象とならないのか。

A13 船舶で輸送することが条件となっていますので、補助対象となりません。
内航船社が陸上輸送（鉄道を含む）を依頼・手配した場合も補助対象となりません。

(3) はしけ横持輸送事業

Q14 「コンテナバージによる輸送」とは何か。本船で運ぶコンテナは対象にならないのか。

A14 「コンテナバージによる輸送」とは港湾運送事業法で定める「はしけ運送事業」による横持ち輸送を指し、海上コンテナを輸送するため、東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間をコンテナバージで輸送するサービスのことをいいます。
このため、本船で横持輸送するコンテナは補助対象となりません。

Q15 東京港内のバース間で輸送を行った場合は補助対象となるのか。

A15 輸送した海上コンテナが他の補助対象条件を満たす場合には、補助対象となります。

2 申請者について

(1) 申請者・申請方法について

Q16 補助申請者について

A16 申請者は、十分な資力、信用、技術能力等を有するとともに、国内に事務所又

は事業所を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者で、補助対象事業ごとに次に掲げる要件を満たす者となっています。なお、船舶代理店等を申請者とすることも可能です。

- ① フィーダー輸送事業
東京港を利用する船舶運航事業者
- ② はしけ横持輸送事業
はしけ輸送を依頼する船舶運航事業者など
- ③ 港内横持輸送事業
港内横持輸送を依頼又は営む事業者など

Q17 複数の船会社に関わる船舶代理店が一括で申請することは可能か。

A17 可能です。その場合は、補助対象コンテナについて船会社単位で集計してください。

Q18 船会社で、本社が海外にある場合、申請はできるのか。

A18 本補助事業は、国内に事務所又は事業所（日本法人、日本代理店、日本支社等）を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者であれば申請することができます。

Q19 海外に本社があるが、東京は支店扱いである。申請はどのように行ったらよいか。

A19 船会社の支店名義にて申請することができます。ただし、申請時の押印は、支店長名、支店長印で、登記されたものを使用してください。

その場合、登記事項証明書、印鑑証明書は日本支店のものとしますが、会社概要、事業報告及び計算書類については、会社全体のものを提出してください。

Q20 海外船会社の代理店であり、申請をしようと思うが、申請はどのように行ったらよいか。

A20 可能な限り、船会社名義での申請をお願いします。

ただし、船会社の母体が海外にしか存在せず、船会社名義の申請が困難な場合は、以下の手続きにより代理店名義での申請を可能とします。

- ① 船会社と代理店の関係がわかる書類（写し）又は船会社から当該代理店に対して申請等の権限を与える旨の書面「委任状」を取得し、提出してください。なお、代理店に船会社と同じ名前が付いている場合（例　〇〇ジャパンなど）も、同様の対応をお願いいたします。
- ② 登記事項証明書、事業報告及び計算書類、会社概要、印鑑証明書は、代理店のものを提出してください。また、会社概要と事業報告及び計算書類については、船会社のものも併せて提出してください。

(2) グループ会社に関する取扱いについて

Q21 グループ会社とは何か。

A21 親会社と子会社など、実質的に支配関係にある会社をいいます。

Q22 グループ会社がそれぞれ申請条件を満たす場合は、各社が申請可能なのか。また、実質的に支配関係にある会社（グループ会社）については、輸送実績に含めることは可能か。

A22 それぞれの船会社が申請条件を全て満たす場合は、申請者の判断により、「単独での申請」又は「グループ会社を代表して申請」のどちらでも可能です。また、実質的に支配関係にある会社（グループ会社）の実績については、輸送実績に含めることが出来ます。

ただし、船舶の運航形態が同一であるなど、実質的に一つの会社と見なされる場合、各社単独では申請できない場合があります。

Q23 グループ会社を含めて一括申請する場合はどのようにしたらよいのか。

A23 グループ会社のうち1社が、全グループを代表して申請することが可能です。またその際には、グループ会社との関係がわかる書類も提出してください。

3 補助金の申請・決定・交付について

Q24 手続きの流れ

A24 別紙【補助金申請～補助金支払いまでの流れ】を参照してください。

Q25 申請額の記載方法

A25 海上コンテナの実入り、空ごとに、当該年度の輸送見込量を算出して記載してください。

なお、輸送見込は前年度実績や当該年度の動向等を勘案し、出来る限り確実と思われる見込量を記載するようお願いします。

Q26 補助対象となるコンテナ輸送量の上限はあるのか。

A26 上限はありませんが、具体的な見込のある輸送量を申請してください。

Q27 実入りコンテナの輸送が見込めない場合、空コンテナだけの申請が可能か。また、逆も可能か。

A27 どちらか一方のみの申請も可能です。

Q28 フィーダー輸送事業及びはしけ横持輸送事業の場合、20ft、45ft コンテナはどのように換算するのか。

A28 20ft コンテナ＝0.5FEU

45ft コンテナ＝1.125FEU として計算してください。

Q29 1FEU 未満の端数処理は、どのように行うのか。

A29 ① 申請

実入りコンテナ及び空コンテナごとに合計本数を FEU 換算し、それぞれ端数を切り捨てた上で、コンテナ数量を記載してください。

② 輸送実績報告（四半期報告）

端数処理せず、小数点単位で報告してください。

③ 最終輸送実績報告

①と同様、実入りコンテナ及び空コンテナごとに合計本数を FEU 換算し、それぞれ端数を切り捨ててください。

Q30 手続きは自らが行わなくてはならないか。

A30 申請名義が補助対象者であれば、手続きを代理の方が行うことも可能です。

Q31 申請書等には、どのような印鑑を押すのか。

A31 会社実印（法務局に登録されたもの、印鑑証明と印影が同じもの）の押印をお願いします。ただし、実印の押印に時間がかかり手続きに支障が生じる場合には、申請時に委任状を提出することで、その後の手続きについて事業所長等の印とすることも可能ですので、あらかじめご相談ください。

Q32 誓約書（別記第2号様式）とは何か。

A32 東京都暴力団排除条例第7条第1項に基づき、都が交付する補助金から暴力団等を排除するための措置として、ご提出いただく書類です。

補助事業者が補助金の受領権を第三者に委任する場合は、受任者が暴力団等とならないようにしてください。

Q33 なぜ登記簿等の書類を提出しなくてはいけないのか。

A33 東京都補助金等交付規則において定められた事項（補助金申請者の住所、氏名、事業内容など）を確認するため、提出していただきます。

Q34 登記簿は、現在事項全部証明書か履歴事項全部証明書のどちらを提出すればよいか。

A34 どちらを提出していただいても問題ございません。

Q35 外国の船社なので、実印や登記簿等を持っていない。

A35 個別にご相談ください。

Q36 「事業報告及び計算書類」とは何か。

A36 定時株主総会に提出する年次報告及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書など）です。

Q37 会社概要（パンフレット）を作っていないがどうすればよいのか。

A37 会社のホームページ等、代わりになるものでも構いません。

Q38 必要書類の準備に時間を要するため、申請書の申請期間内の提出が間に合わない。

A38 期間内の提出が間に合わない場合は、ご相談ください。

Q39 支払金口座情報登録依頼書とは何か。

A39 東京都では、口座振替支払にあたって入金先の口座情報を登録していただいています。下記に該当する申請者は、「支払金口座情報登録依頼書」の提出が必要となります。

- ・これまで、東京都からの支払いを受けたことのない方
- ・以前登録したが2年以上支払いを受けていない方
- ・支払い先を変更したい方

Q40 昨年度東京都港湾局が実施する補助制度の申請をしており、登記簿や印鑑証明書などの書類を提出しているが、再度提出が必要となるのか。

A40 年度単位で補助制度を実施しているため、お手数ですが、あらためてご提出いただくようお願いします。なお、会社概要（パンフレット等）については、昨年度の申請時に提出いただいた場合、再提出は不要ですが、その旨をお知らせください。

Q41 交付申請すれば必ず交付決定が受けられるのか。

A41 東京都の予算の範囲内で補助制度を実施するため、補助金申請額を下回って交付決定する場合があります。

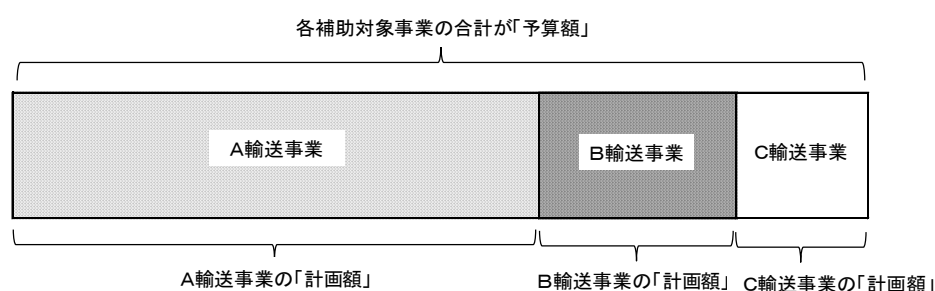
Q42 予算額はいくらか。

A42 本補助事業の令和5年度予算額は1億5700万円です。

Q43 「予算額」と「計画額」の違いは何か。

A43 三つの補助対象事業別に、東京都が計画した補助金の額のことを「計画額」といいます。計画額の合計額が予算額です。

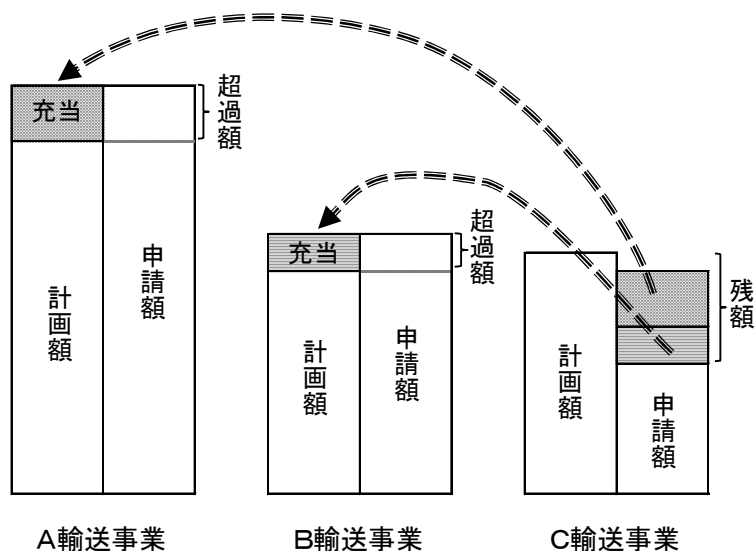
「予算額」と「計画額」の違い



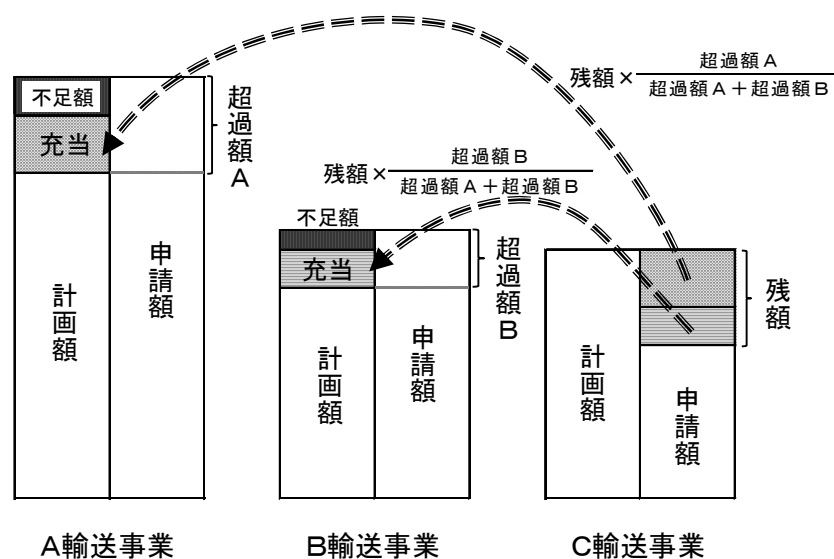
Q44 申請額が計画額を超えた場合はどうするのか。

A44 各補助対象事業において、申請額が計画額を超えた場合で、他の補助対象事業の計画額に残額があるときは、東京都は、これを計画額を超えた補助対象事業に充当することができます。なお、二つの補助対象事業において計画額を超過した場合で、超過額の合計額が残る一補助対象事業の計画額の残額を超えるときは、超過額に応じて比例配分します。

- ① 各補助対象事業で、申請額が計画額を越えた場合で、他の補助対象事業の計画額に
残額がある場合。



- ② 2つの補助対象事業で計画額を超過した場合で、超過額の合計額が残る1つの
補助対象事業の計画額の残額を超えるときは、超過額に応じて比例配分する。



Q45 三つの補助対象事業全てにおいて申請額が計画額を超過した場合はどうするのか。

A45 全ての補助対象事業において申請額が計画額を超過した場合は、次のとおり補助金の額を算定します。

①フィーダー輸送事業

a 対前年度実績増加分の輸送量に限り、実入りコンテナ：1 FEU 当たり 3,000 円、空コンテナ：1 FEU 当たり 2,000 円の設定単価を適用します。

※前年度実績は、各申請者の令和 4 年度東京港物流効率化事業最終輸送実績報告書のフィーダー輸送事業に記載する輸送量とします。

b 上記 a 以外の輸送量は、計画額から a で算出した額を減じた残額の範囲内で比例配分します。

c 各申請者の補助金の額は、上記 a と b を合算した額とします。

なお、前年度実績がない申請者については、全申請額を上記 b により比例配分し、補助金の額とします。

②はしけ横持輸送事業及び港内横持輸送事業

各計画額を各申請者の申請額に応じて比例配分し、補助金の額とします。

なお、各補助対象事業の実績総額が計画額を超過した場合も同様の考え方を適用します。

Q46 計画額に他の補助対象事業の残額を充当しても、不足が生じる場合はどうするのか。

A46 上記 A44 と同様に、補助金の額を算定します。この場合は、「計画額」を「計画額に残額を充当した額」と読み替えるものとします。

Q47 当初提出した事業計画を年度の途中で変更・中止することは可能か。

A47 以下の通りとします。

変更の場合（一部事業の追加等）：

本補助事業の予算に残額がある場合は、その範囲内で変更を受け付けることも可能ですので、ご相談ください。

中止の場合：

可能です。事前にお問い合わせのうえ、「令和 5 年度東京港物流効率化事業補助金対象事業（変更・中止）承認申請書」（別記第 4 号様式）を提出してください。

ただし、補助事業の中止を行う場合も、中止するまでの間に行った補助事業について、実績を報告する必要があります。

Q48 当初提出した事業計画と結果が乖離した場合、どうなるのか。

A48 大きく乖離したときには、理由をお伺いします。

Q49 当初提出した事業計画より多く運んだ場合、補助金も増額されるのか。

A49 補助事業完了後、事業実績を審査したのち、交付決定の内容に適合すると認められる場合には、東京都の予算の範囲内で増額します。

Q50 当初は各補助金対象事業を行う事業計画がなく申請していなかったが、年度途中で事業を行うことになった場合はどうしたらよいか。

A50 補助金申請受付期間終了後に東京都の予算に残額がある場合にはその範囲内で、申請受付期間終了後も随時申請を受け付ける場合があります。航路変更等の理由により、年度途中から各補助対象事業を開始することになった場合は、ご相談ください。

4 輸送実績について

Q51 コンテナの輸送を示す最終輸送実績報告書を提出すれば、必ず補助金が貰えるのか。

A51 証明書類が確認できない等の場合には、補助金の交付は出来かねますのでご留意ください。

Q52 事業実績の報告はどのように行うのか。

A52 事業報告のスケジュールとしては以下ようになります。

提出期限	必要書類
令和5年 7月14日（金）	4～6月分の令和5年度輸送実績報告書
令和5年10月13日（金）	7～9月分の令和5年度輸送実績報告書
令和6年 1月12日（金）	10～12月分の令和5年度輸送実績報告書
令和6年 4月 8日（月）	12～3月分の令和5年度輸送実績報告書
令和6年 4月15日（月）	・令和5年度東京港物流効率化事業補助金最終輸送実績報告書（別記第7号様式） ・輸送内容を確認できる書類

※ 輸送内容を確認できる書類とは

→次頁の表の区分に応じて、輸送内容を確認できる書類が分かれています。分量が多く、全ての輸送に対して証明書類を提出することが困難と東京都が認めた場合は、報告された令和5年度輸送実績報告書（別記第6号様式①～③）の中から、東京都が別途指定する輸送に対する証明書類を提出してください。

補助対象事業	輸送内容を確認できる書類	例
フィーダー輸送事業	東京港と国内他港との間において、内航フィーダー船により輸送されたことが確認できる書類の写し	積付図 (Stowage plan)、輸送契約書、請求書、ターミナル関連資料、運送状、機器受け渡し証 (EIR) 等
はしけ横持輸送事業	東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間において、コンテナバージにより輸送されたことが確認できる書類の写し	
港内横持輸送事業	鉄道により輸送されたこと及び東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナル間においてドレイジ車両により輸送されたことが確認できる書類の写し	運送状、機器受け渡し証 (EIR) 等
	コンテナラウンドユースによる輸送効率化を行った場合は、マッチングされたことが確認できる書類	ご相談ください。
○ <u>実入りコンテナ</u> については、東京港において直接輸出入されたことが確認できる書類の写し		B/L (Bill of Lading)、A/N (Arrival Notice)、機器受け渡し証 (EIR) 等

Q53 提出書類の様式に記載されている項目を全て記載しなければならないのか。特に、荷主の輸送情報は企業秘密であり、記載できない。荷主名を匿名にする等の措置は取れないのか。

A53 公金の適正な執行を図るうえで、実際に輸送したことを確認するためにも、求める書類の提出が必要となります。これらの情報は厳正に管理し、第三者に情報提供等を行うことは一切ありません。

なお、申請情報の取扱いに関する書面を発行することも可能ですので、ご希望の方はお知らせください。

Q54 LCL 貨物の場合、荷主名は全て記載するのか。

A54 LCL 貨物の場合は、荷主名 1 者を記載してください。

Q55 指図式船荷証券 (Order B/L) により輸送される貨物は、荷主が特定できない。

A55 荷主名が特定できない場合は、原則として、B/L に記載された着荷通知先 (Notify Party) 等を記入してください。

Q56 証明書類の量が多く、全て提出するのは難しい。

A56 公金を支出する制度であるため証明書類が必要ですが、分量が多く、全ての輸送に対して証明書類を提出することが困難と東京都が認めた場合は、報告された令和5年度輸送実績報告書（別記第6号様式①～③）の中から、東京都が別途指定する輸送に対する証明書類を提出していただきます。

Q57 内航船舶により輸送されたことがわかる書類は保有していない。

A57 申請を行う外航船社が内航フィーダー輸送に係る証明書類を保有していない場合は、第三者である内航船社による確認をもって証明書類とすることも可能です。確認方法についてはお問い合わせ先（東京都港湾局）までご相談ください。

Q58 荷主の了解が取れないので証明書類を提出できない場合はどうするのか。

A58 必要な部分以外を黒塗りする方法などもありますので、ご相談ください。

Q59 輸送内容を確認できる書類は、要領に記載の期限までに1年分をまとめて提出するのか。

A59 輸送内容を確認できる書類の提出時期については、申請者の希望に応じて、年度途中に分割して実施、または最終輸送実績報告書の提出後にまとめて実施します。

（例：4月から10月分の輸送について11月に書類確認を実施、11月から翌年3月分の輸送について翌年4月に書類確認を実施。）

5 その他

Q60 補助金は請求後、どれぐらいの期間で支払われるのか。

A60 請求書の提出を受けた後、東京都内部の手続き及び金融機関の手続きを経て、概ね1か月後に入金されます。

Q61 万一、申請内容に不正があった場合はどうなるのか。

A61 申請内容に虚偽の記載があった場合など不正行為があった場合は、補助金の不正受給として刑事処分の対象となる場合があります。

Q62 横浜港、川崎港も同様の補助制度を実施するのか。

A62 補助制度の内容は各港により異なるため、詳細は各港の担当者にお問い合わせください。

Q63 横浜港、川崎港の他の補助制度と併用することは可能か。

A63 東京港の制度は併用を可能としております。横浜港、川崎港につきましては、当該港の補助制度担当窓口にお問い合わせください。

Q64 補助事業の実績については公表するのか。

A64 補助事業全体の件数や金額については公表する予定です。

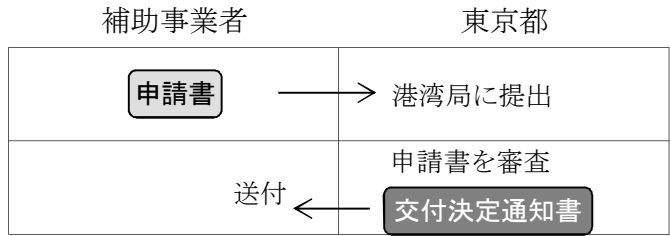
Q65 補助事業は今後も継続するのか。

A65 東京都の予算は単年度予算となります。よりよい事業としていくため、年度毎に内容を再検討し、効果を上げながら事業を継続していきたいと考えています。

別紙【補助金申請～補助金支払いまでの流れ】

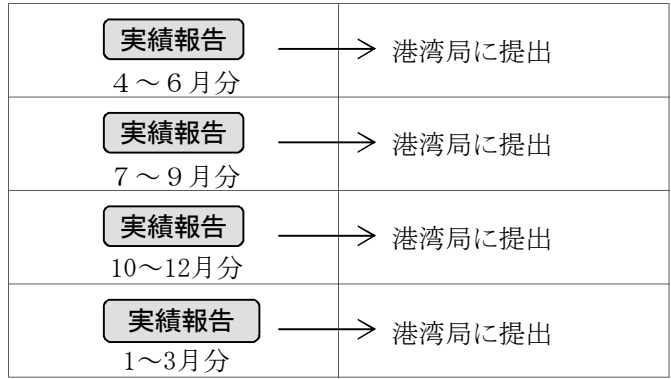
1 申請

- ・ 申請書を作成し、東京都に提出
- ・ 東京都は、提出された申請書を審査、補助対象事業として決定したのち、交付決定通知書を送付



2 輸送実績の報告

- ・ 4～6月分の輸送実績について報告書を作成し、東京都に7月14日までに提出
- ・ 7～9月分の輸送実績について報告書を作成し、東京都に10月13日までに提出
- ・ 10～12月分の輸送実績について報告書を作成し、東京都に1月12日までに提出
- ・ 1～3月分の輸送実績について報告書を作成し、東京都に4月8日までに提出



3 補助金確定及び支払い

- ・ 事業期間終了後、最終輸送実績報告書を東京都に4月15日までに提出
- ・ 東京都は、提出された最終輸送実績報告書を審査し補助金確定額通知書を送付
- ・ 補助金確定額通知書に記載された金額に基づき、請求書、口座振替依頼書を東京都に提出
- ・ 東京都は、申請者が指定した口座に補助金を支払い

